

# 2019年度

## 札幌市建築物耐震化補助制度のご案内

### 予備調査

補助率 2/3  
限度額 12万円

### 耐震診断

補助率 2/3  
限度額 150万円

### 耐震設計 建替設計

補助率 2/3  
限度額 500万円

※要緊急安全確認大規模建築物を含む

#### 【目次】

- 補助事業の要件
  - ・補助対象者・・・・・・・・P1
  - ・補助対象建築物・・・・・・・・P1
  - ・補助対象となる事業・・・・P3
- 補助金額の算出方法・・・・・・・・P4
- 手続きの流れ・・・・・・・・P5
  - ・申請時必要書類・・・・・・・・P6
  - ・完了時必要書類・・・・・・・・P7
  - ・交付請求時必要類・・・・・・P7
- 要緊急安全確認大規模建築物
  - ・要緊急安全確認大規模建築物とは・・・・・・・・P8
  - ・補助金について・・・・・・・・P8
- 要緊急安全確認大規模建築物の補助金額の算出方法・・・・・・P10
- Q&A・・・・・・・・P11

### 耐震改修 建替工事

補助率 23%

※共同住宅の場合は補助率1/3

限度額 3,500万円

※要緊急安全確認大規模建築物の場合は

限度額 2億円

#### 申込期間

2019年4月1日（月）  
～2019年9月30日（月）



さっぽろ市  
02-M03-18-2819  
30-2-1705

# 補助事業の要件

## 補助対象者

- (1) 補助対象建築物を所有する者（法人を含む）  
※法人格のない団体、区分所有建築物又は共有建築物などはその代表者とする。
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体に該当しない者
- (4) 補助対象となる事業を実施する者
- (5) 「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」第2条第2号に規定する暴力団員及び第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者

## 補助対象建築物

### ◆共通要件

- (1) 札幌市内に存する建築物
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築基準法に基づく確認を受けて工事に着工したもの、かつ、同法に基づく検査済証の交付を受けたもの
- (3) 建築基準法上第6条に定める建築基準関係規定に適合しているもの

### ◆個別要件

- (1) 建築物の用途、構造、階数、床面積の合計、その他の要件が次ページの表に当てはまるもの
- (2) 地震時に通行を確保すべき道路（→P3）沿道の建築物にあっては下記に該当するもの（★1）

工事以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記道路に接している敷地上にあるもの</li> </ul>
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に定める建築物であるもの（高さが基準高さ（H）を超えるもの）</li> </ul> <p>上記道路の幅員（L）が12mを超える場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p><math>H = \frac{L}{2} + X</math></p> </div> <div style="text-align: center;"> <p><math>H = 6 + X</math></p> </div> </div>

- (3) 収容避難場所にあっては、下記に該当するもののうち市長が認めたもの（★2）

工事以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市地域防災計画に位置付けられているもの</li> </ul>
工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市地域防災計画に位置付けられているもの</li> <li>工事の実施後、10年以上収容避難場所として活用されるもの</li> <li>災害時に速やかに収容避難場所として開設可能となる措置が講じられているもの</li> </ul>

### ◆実施内容別要件

【耐震設計・建替設計・耐震改修工事・建替工事を行う場合】

専門機関の判定を受けた耐震診断の結果、地震の振動に対して倒壊又は崩壊する危険性があると判定されたもの

◆個別要件一覧表（用途、構造、階数、延べ面積、その他）

用途	構造	階数	床面積の合計		その他
			工事以外	工事	
<b>学校施設</b>					
幼稚園	S・RC・SRC	2以上	(要件なし)	500㎡以上	
小学校、中学校		2以上	1,000㎡以上		
高等学校		3以上	1,000㎡以上		
<b>保育所</b>					
児童福祉法第35条第4項に基づき認可された施設	S・RC・SRC	2以上	(要件なし)	500㎡以上	
<b>社会福祉施設</b>					
児童福祉法に規定される乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設	S・RC・SRC	2以上	(要件なし)	1,000㎡以上	
老人福祉法に規定される養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム					
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される障害者支援施設					
<b>医療施設</b>					
病院	S・RC・SRC	3以上		1,000㎡以上	
入院施設を有する診療所					
<b>共同住宅</b>					
分譲共同住宅	S・RC・SRC	3以上		1,000㎡以上	
賃貸共同住宅					
<b>不特定多数の者が利用する施設</b>					
劇場、映画館、演芸場、屋内観覧場、公会堂、集会場	S・RC・SRC	3以上		1,000㎡以上	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店					
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗					
旅館、ホテル					
ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場					
地震時に通行を確保すべき道路（P3）沿道の建築物	S・RC・SRC	3以上		1,000㎡以上	P1の★1
収容避難場所			(要件なし)		P1の★2

※床面積は当該用途の部分の面積で判断します。

※表に定める用途以外の床面積が延べ面積の過半を超えるものは対象となりません。

### 【予備調査】

- (1) 札幌市予備調査員、札幌市耐震診断員または耐震診断資格者が行うもの
- (2) 市長が定める第三者機関の精査を受け、予備調査精査確認通知書の交付を受けるもの

### 【耐震診断】

- (1) 札幌市耐震診断員または耐震診断資格者が行うもの
- (2) 専門機関（※）の判定を受け、耐震診断判定書の交付を受けるもの

### 【耐震設計】

- (1) 札幌市耐震診断員または耐震診断資格者が行うもの
- (2) 専門機関（※）の評定を受け、耐震設計評定書の交付を受けるもの

### 【建替設計】

- (1) 一級建築士が行うもの
- (2) 建築基準法に基づく確認済証の交付を受けるもの
- (3) 建替え後の建築物の用途および規模が、前ページの表に該当するもの
- (4) 建替え後の建築物の敷地が建替え前の建築物の敷地を含むもの

### 【耐震改修工事】

- (1) 専門機関の評定を受けた耐震設計に基づき実施し、地震に対して安全な構造となるもの
- (2) 札幌市耐震診断員または耐震診断資格者が工事監理を行うもの
- (3) 市長が定める第三者機関の中間検査を受け、中間検査通知書の交付を受けるもの
- (4) 市長が定める第三者機関の完了検査を受け、完了検査通知書の交付を受けるもの
- (5) 建設業の許可を受けた建設業者が行うもの

### 【建替工事】

- (1) 建築基準法に基づく確認済証の交付を受けた建替設計に基づき行うもの
- (2) 建替え後の建築物の用途および規模が、前ページの表に該当するもの
- (3) 建築基準法に基づく検査済証の交付を受けるもの
- (4) 建設業の許可を受けた建設業者が行うもの

#### ●専門機関

一般社団法人日本建築防災協会が事務局をする全国耐震ネットワーク委員会に参加している団体

#### ●札幌市予備調査員、札幌市耐震診断員

札幌市民間建築物耐震化促進事業の従事者として、所定の講習会を受講し、「耐震診断員・予備調査員登録名簿」に登録されている建築士

※予備調査員、耐震診断員の新規登録は平成27年度をもって終了しました。

#### ●耐震診断資格者

建築士事務所に所属する一級建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に規定する者

※補助対象建築物と同じ構造種別の耐震診断資格者である必要があります。

#### ◆◆◆地震時に通行を確保すべき道路とは◆◆◆

北海道緊急輸送道路ネットワーク計画（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会策定）において、第一次緊急輸送道路および第二次緊急輸送道路として位置づけられた道路のこと  
本市の指定状況については、下記ホームページで公開しています。

札幌市ホームページ 「札幌市 緊急輸送道路」で検索

札幌市 緊急輸送道路

検索

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/kinnkyuuyusoudouro.html>

# 補助金額の算出方法

補助対象費に補助率をかけた額と補助限度額の低い方が補助金額になります。

対象事業	補助対象費	補助率	補助限度額
予備調査	予備調査にかかる費用	2/3	12万円
耐震診断	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 耐震診断にかかる費用 ② $1,000\text{m}^2$ 以内の面積 $\times$ 3,600円/ $\text{m}^2$ $1,000\text{m}^2$ ~ $2,000\text{m}^2$ の部分の面積 $\times$ 1,540円/ $\text{m}^2$ $2,000\text{m}^2$ を超える部分の面積 $\times$ 1,030円/ $\text{m}^2$ の合計額	2/3	150万円
耐震設計	耐震設計にかかる費用	2/3	500万円
建替設計	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替設計にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 $\times$ 50,300円/ $\text{m}^2$ $\times$ 設計料率※ (共同住宅は49,300円/ $\text{m}^2$ )	2/3	500万円
耐震改修工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 耐震改修工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 $\times$ 50,300円/ $\text{m}^2$ (共同住宅は49,300円/ $\text{m}^2$ )	23% 共同住宅は 1/3	【通常の改修】 3,500万円 【1段階目改修】 1,000万円 ↓ 【2段階目改修】 2,500万円
建替工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 $\times$ 50,300円/ $\text{m}^2$ (共同住宅は49,300円/ $\text{m}^2$ )	23% 共同住宅は 1/3	3,500万円

※建築設計料率：国土交通省住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目による建築設計料率

工事前の延べ面積に 50,300円をかけたもの (共同住宅は49,300円) (百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (%)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

工事費の中間区分については直線的補完により算出



# 手続きの流れ

無料相談窓口

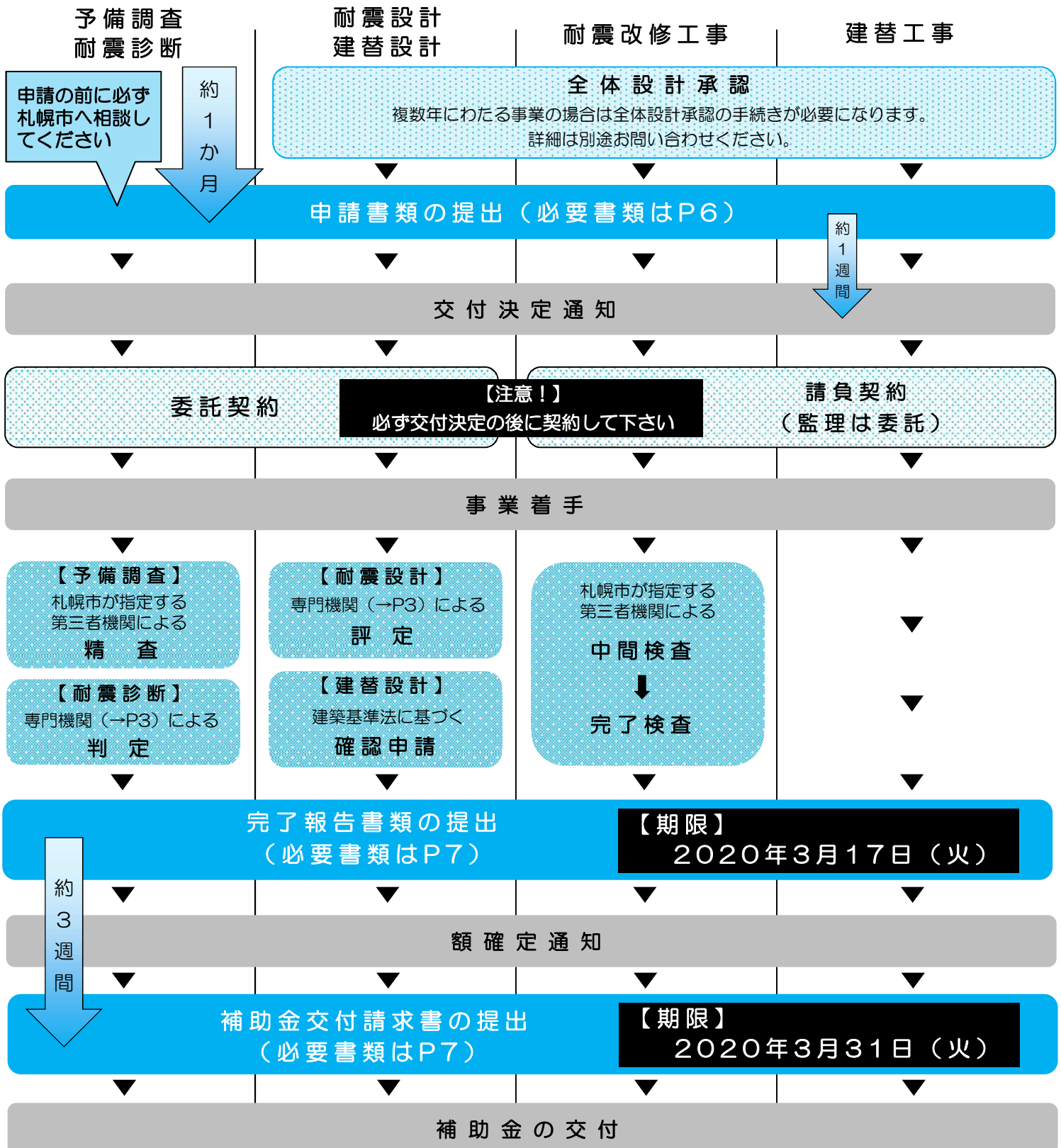
一般社団法人 北海道建築士事務所協会札幌支部

所在地 札幌市中央区大通西5丁目大五ビル6階

電話 011-232-2424 [\[要予約\]](#)

必要に応じてご利用ください

鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造建築物における耐震化への相談に専門家が対応します。事前に電話予約の上、建築物の概要が分かる図面や、建築確認済証などの建築年次が分かる書類をご用意ください。



## 申請時必要書類

### ◆共通必要書類

No	必要書類（写しと記載のないものは原本を提出）	予備調査	耐震診断	耐震設計	建替設計	耐震改修	建替工事
1	補助金交付申請書【様式第1号】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	補助金申請額算出書【様式第1号-1】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	・個人申請者：住民票 ・法人申請者：現在事項全部証明書（※1）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	納税証明書（指名願）（※2）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	補助金振込口座確認書【様式第1号-2】	◎	○	○	○	○	○
6	預金通帳等の写し（口座や名義等がわかるもの）	◎	○	○	○	○	○
7	対象建築物の登記事項証明書（※3）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
8	検査済証の写し（※4）	◎	○	○	○	○	○
9	事業計画書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎
10	工程表の写し	-	-	-	-	◎	◎
11	対象事業に要する見積書の写し（※5）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
12	対象建築物の既存図面の写し（※6）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
13	対象建築物の現況写真（※7）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
14	工事図面（※8）	-	-	-	-	○	○
15	耐震診断報告書及び耐震診断判定書の写し	-	-	○	○	○	○
16	耐震設計報告書及び耐震設計評定書の写し	-	-	-	-	○	-
17	建替後の建築物にかかる確認済証の写し	-	-	-	-	-	○
18	対象事業を行う建築士について、次を証する書類の写し ① 一級建築士であること ② 建築士事務所に所属していること ③ ②の建築士事務所が事務所登録を受けていること	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	対象事業を行う建築士が、札幌市耐震診断員（予備調査員）又は耐震診断資格者であることを証する書類の写し	◎	◎	◎	-	◎	-
20	工事施工者が建設業の許可を受けていることを証する書類の写し	-	-	-	-	◎	◎

### ◆用途別必要書類

#### 【区分所有建築物・市民集会施設等】

21	事業の合意に関する申出書【様式第1号-3】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
22	事業の合意についての集会等の議事録等の写し（※9）	◎	◎	◎	◎	◎	◎

#### 【地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物】

23	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第3号に定める建築物であることを証する書類	-	-	-	-	◎	◎
----	--	---	---	---	---	---	---

#### 【収容避難場所】

24	工事の実施後10年以上収容避難場所として活用され、災害時に速やかに収容避難場所として開設可能となる措置が講じられていることを保証する誓約書【様式第1号-4】	-	-	-	-	◎	◎
25	災害時に速やかに収容避難場所が開設可能となる人員配備体制が確認できる書類	-	-	-	-	◎	◎

◎：提出が必須なもの      ○：過去に本補助事業を活用した際に提出済みで、当時から変更がない場合は提出不要

## 完了時必要書類

No	必要書類（写しと記載のないものは原本を提出）	予備調査	耐震診断	耐震設計	建替設計	耐震改修	建替工事
1	完了報告書【様式第10号】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	契約書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	領収書の写し	◎	◎	◎	◎	◎	◎
4	実施した事業の報告書（※10）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	第三者による検査等の書類の写し（※11）	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	工事写真	-	-	-	-	◎	◎

## 交付請求時必要書類

1	補助金交付請求書【様式第12号】	◎	◎	◎	◎	◎	◎
---	------------------	---	---	---	---	---	---

◎：提出が必須なもの      ○：過去に本補助事業を活用した際に提出済みで、当時から変更がない場合は提出不要

### ◆必要書類の提出にあたっての注意事項◆

- (※1) ・発行から3か月以内のもの
  - ・法人格のない団体が申請者の場合は、代表者の住民票
- (※2) ・申請年度に発行されたもの
  - ・札幌市役所2階の税の窓口又は各市税事務所で交付
- (※3) 発行から3か月以内のもの
- (※4) 本市又は指定確認検査機関の証明書でも可
- (※5) ・事業を行う建築士事務所又は施工業者が発行し、代表印が押印されているもの
  - ・事業計画書又は工事図面に記載された項目の積算内訳が記載されたもの
  - ・補助対象部分とそれ以外の部分の金額が明確に分けられているもの
- (※6) 位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表
- (※7) 外観2面以上、カラー、L判程度のもの
- (※8) ・補助対象部分と補助対象外の部分を明記するもの
  - ・耐震改修工事の場合は、意匠図、構造図、設備図等補助対象となる工事の内容が分かるもの
  - ・建替工事の場合は、建替後の位置図、配置図、各階平面図、立面図、面積表
  - ・その他、必要に応じて図面を提出していただく場合があります
- (※9) 発行から6か月以内のもの
- (※10) ・予備調査の場合は、予備調査報告書等
  - ・耐震診断の場合は、耐震診断報告書等
  - ・耐震設計の場合は、耐震改修計画書等（図面、計算書を含む。）
  - ・建替設計の場合は、建替え後の図面等
  - ・耐震改修工事及び建替工事の場合は、工事報告書、工事監理報告書等
- (※11) ・予備調査の場合は、予備調査精査確認報告書
  - ・耐震診断の場合は、耐震診断判定書
  - ・耐震設計の場合は、耐震設計評定書
  - ・建替設計の場合は、確認済証
  - ・耐震改修工事の場合は、中間検査確認書及び完了検査確認書
  - ・建替工事の場合は、検査済証（複数年にわたる事業の場合は最終年度のみ）



# 要緊急安全確認大規模建築物

## 要緊急安全確認大規模建築物とは

平成25年に改正された建築物の耐震改修の促進に関する法律により、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着工した建築物のうち、P9に掲げる用途・規模に当てはまるものは、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模建築物として「**要緊急安全確認大規模建築物**」と定められました。

要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、同法附則第3条により平成27年12月31日までに耐震診断を行い、所管行政庁に報告することが義務付けられました。

### ◆耐震診断結果の公表について

札幌市では要緊急安全確認大規模建築物の診断結果を平成29年10月24日付で下記ホームページ上で公表しています。表の見方については、下記ホームページを参照してください。

「札幌市 要緊急」で検索

<公表例> URL (<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/271231.htm>)

No	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果(目標値)※	耐震改修等の予定		備考
						内容	実施時期	
1	〇〇市庁舎	〇〇市本町1丁目1番地	庁舎	一般社団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	Is/Iso = 0.85 ( 1.0 ) Ctu*Sd = 0.23 ( 0.33 )	耐震改修	平成31年4月 ～ 平成32年3月	Z = 0.9, G = 1.0, U = 1.25

## 補助金について

要緊急安全確認大規模建築物の耐震設計、建替設計、耐震改修工事及び建替工事について、札幌市からの補助金のほか「**耐震対策緊急促進事業**」として国の補助金を活用することができます。

札幌市及び国それぞれの補助金額の算出方法についてはP10をご覧ください。

※要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断に対する補助事業は平成27年度をもって終了しました。

※耐震対策緊急促進事業の受付も札幌市で行っています。

### ◆補助対象者

- 補助対象建築物を所有する者（法人を含む）  
※区分所有建築物又は共有建築物などはその代表者とする。
- 市税を滞納していない者
- 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体に該当しない者
- 補助対象となる事業を実施する者
- 「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例」第2条第2号に規定する暴力団員及び第7条第1項に規定する暴力団関係事業者には該当しない者

要緊急安全確認大規模建築物の補助申請書類や手続きについては別途お問い合わせください。

### ◆補助対象建築物

- 要緊急安全確認大規模建築物として、地震の振動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性があると札幌市へ報告したもののうち、平成28年3月31日までに耐震診断結果報告済証明書<sup>1</sup>の発行を受けたもの
- 耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の発行を受けたもの
- 原則、建築基準法第6条に定める建築関係規定に適合しているもの

### ◆補助対象となる事業

1 耐震設計	・耐震診断資格者（P3）が行い、専門機関（P3）の評定書の交付を受けるもの
2 建替設計	・建築基準法に基づく確認済証の交付を受けるもの ・建替え後の建築物が特定既存耐震不適格建築物の用途・規模にあてはまるもの ・建替え後の建築物の敷地が建替え前の建築物の敷地を含むもの
3 耐震改修工事	・1の耐震設計に基づき耐震診断資格者（P3）が工事監理を行うもの ・市長が定める第三者機関による中間検査及び完了検査を受けるもの ・建設業の許可を受けた建設業者が行うもの
4 建替工事	・2の建替設計に基づき一級建築士が工事監理行うもの ・建築基準法に基づく完了検査を受け、検査済証の交付を受けるもの ・建設業の許可を受けた建設業者が行うもの

◆要緊急安全確認大規模建築物の用途・規模一覧

用途	階数	面積
<b>不特定多数の者が利用する大規模建築物</b>		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上	5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3以上	5,000㎡以上
病院、診療所		
劇場、鑑賞場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
博物館、美術館、図書館		
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
<b>避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物</b>		
幼稚園、保育園	2以上	1,500㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校	2以上	3,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	2以上	5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		
<b>危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等</b>		
一定量以上の危険物を扱う貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	-	5,000㎡以上

# 要緊急安全確認大規模建築物 の補助金額の算出方法

補助対象費に補助率をかけた額と補助限度額の低い方が補助金額になります。

## ◆ 札幌市補助金

実施内容	補助対象額	補助率	補助限度額
耐震設計	耐震設計にかかる費用	2/3	500万円
建替設計	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替設計にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡ × 設計料率 ※	2/3	500万円
耐震改修工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 耐震改修工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡	23%	【通常の改修】 2億円 【1段階目改修】 5,000万円 【2段階目改修】 1億5000万円
建替工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡	23%	2億円

## ◆ 耐震対策緊急促進事業（国の補助金）

実施内容	補助対象額	補助率
耐震設計	耐震設計にかかる費用	$\frac{1}{3} - \frac{A}{4}$
建替設計	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替設計にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡ × 設計料率 ※	
耐震改修工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 耐震改修工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡	$0.115 + \frac{31}{69}A$
建替工事	①と②のうち最少額が補助対象額 ① 建替工事にかかる費用 ② 工事前の延べ面積 × 50,300円/㎡	

※建築設計料率：国土交通省住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目による建築設計料率

工事前の延べ面積に 50,300円をかけたもの (百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (%)	11.11	7.34	6.16	5.18	4.66	4.11	3.44	2.74

工事費の中間区分については直線的補完により算出

# Q&A

Q1

事務所は不特定多数のものが利用する建築物として補助対象となるのか？

A1

補助対象となりません。  
ただし、地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物に該当し、P2に掲げる規模要件に当てはまる場合は補助対象となり得ます。

Q2

昭和56年5月31日以前に新築に着工したもので、昭和56年6月1日以降に増築しているものは補助対象となるか？

A2

昭和56年5月31日以前に着工した部分と昭和56年6月1日以降に増築した部分が、エキスパンションジョイント等により構造的に別とみなせるものは、昭和56年5月31日以前に着工した部分のみ補助対象となり得ます。

Q3

全体設計承認を受け、複数年事業を行った場合、補助金は最後の年度に交付されるのか？

A3

複数年事業の場合、原則、各年度の出来高に応じて補助金が交付されます。そのため、補助金申請時に各年度の出来高に応じて見積書を作成し提出する必要があります。  
ただし、要緊急安全確認大規模建築物の耐震設計及び建替設計で一定の条件を満たすものを除きます。

Q4

補助金申請を行い、交付決定通知書の交付を受けたあとに事業を取り止める場合はペナルティー等はあるか？

A4

事業を取り止める場合は、取下届の提出が必要です。事業を取り止めることに関するペナルティーはありません。ただし、複数年事業のうち各年度の出来高に応じた補助金を既に受領している場合は補助金の返還が必要になる場合があります。

Q5

階数が10で床面積の合計が5000㎡以上ある事務所をホテルに用途変更する場合、その建物は要緊急安全確認大規模建築物となるのか？

A5

なりません。  
要緊急安全確認大規模建築物であるかどうかは、耐震診断結果の報告期限である平成27年12月31日時点で判断します。

Q6

基本設計と実施設計のうち実施設計のみ補助金を申請をすることは可能か？

A6

基本設計と実施設計を別契約とし、交付決定通知のあとに実施設計の契約を行うのであれば可能です。

Q7

設計後、すぐに工事に着工したいので設計と工事の補助金申請を同時にすることはできるか？

A7

同時に申請することはできません。  
ただし、設計の完了報告前に工事の申請をすることが可能な場合があります。  
※補助金の申請は審査に時間を要するため、設計後早期に工事の補助金申請をする場合は、あらかじめ札幌市へ申請書類の事前確認を受けてください。

Q8

建替設計と並行して建築物の解体を行う場合、建替工事は補助対象となるのか？

A8

P5のとおり、補助金の申請にあたって、交付決定通知の後に契約をする必要があります。A7のとおり建替工事の補助金申請には確認済証の提出が求められるため、建替設計が終わる前に解体に着手してしまうと事前着手となり、補助対象外となります。  
ただし、解体工事と新築工事を別契約とし、新築工事のみ補助金申請をすることは可能です。  
(写真や図面等、解体の前後がわかる書類を残しておくことが条件です。)

## <補助事業のお問い合わせ>

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階

電話 011-211-2867

<http://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/taishin/index.html>

SAPPORO